

第6 労災補償対策について

1 石綿による健康障害に対する労災補償の沿革

(1) 労働基準法の制定と業務上疾病の範囲(労働基準法施行規則第35条)

昭和22年(1947年)、労働基準法(昭和22年法律第49号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)が公布・施行されたが、この時、労災補償の対象となる業務上疾病の範囲に関しては、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第35条で規定した。

労働基準法施行規則第35条は、業務上疾病の範囲を有害因子の種類別に、物理的有害因子(外力、熱、光線、放射線、圧力、振動、騒音等)による疾病、金属や化学物質による疾病、病原体による感染症等に分けて具体的な疾病を列挙したが、これら具体的に列挙した疾病のほか、同条第38号は「その他業務に起因することの明らかな疾病」と規定した。これは、明示的に列挙された疾病以外のものについても、個々の事例に則して業務起因性があると認められる場合には、補償の対象とし得る途を残しておくという趣旨によるものであり、「包括的救済規定」としての性格を有した。

なお、職業がん等については、タール・ピッチ等による原発性上皮がんを列挙したのみであり、この時期、石綿による肺がん、中皮腫の発症に関する医学的知見は国内外において、まだ存在しなかった。

(2) 石綿肺に係る補償

労働基準法施行規則第35条第7号は「粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症及びこれに伴う肺結核」と規定した。じん肺は、けい肺、石綿肺、アルミニウム肺等の総称であり、これにより石綿肺は当然に補償の対象となった。

我が国においては、戦前から鉱山労働者を中心にけい肺の問題が発生していたが、その後、石綿製品製造業に従事する労働者の石綿肺の問題も発生した。記録上確認される最初の事案としては、昭和29年(1954年)、東京労働基準局長から本省労働基準局長へ石綿肺に係る労災補償についてりん伺が行われ、昭和30年(1955年)、業務上との判断を示している。また、昭和31年(1956年)には、石綿肺に合併した肺結核について、業務上との判断を示している。

(3) 石綿肺がん及び中皮腫に係る労災認定事例

ア 石綿肺がん

記録上確認できる石綿による肺がんに係る最初の労災認定事例は、昭和48年(1973年)である。これは、大阪労働基準局長よりりん伺された労災請求事案に対し、「石綿肺結核兼肺がんによる死亡労働者の業務上外について」(昭和48年5月11日付け基収第2278号)により、労働基準法施行規則第35条第38号の包括的救済規定により、石綿配合作業に従事した労働者に発症した石綿肺がんについて業務上との判断を示している。

この後、大阪労働基準局長から2件の労災請求事案がりん伺されたのに対し、「石綿肺がんによる死亡労働者の業務上外について(回答)」(昭和50年7月5日付

け基収第2302号)により、1件は業務上、1件は業務外との判断を示している。

後述する昭和53年(1978年)の認定基準の策定の前後に全国の労働基準監督署において労災認定された石綿肺がん事例を収集し、昭和54年(1979年)までに18件の石綿肺がんが労災認定されていたことが記録上明らかになっている(年度別の労災認定件数については明らかではない。)

イ 中皮腫

我が国における最初の石綿による腹膜の中皮腫症例は、昭和48年(1973年)、小泉岳夫らが紹介した大阪・石綿加工業従事者のものであった(日内会誌、62巻7号、783-787)。また、最初の石綿による胸膜の中皮腫症例は、昭和49年(1974年)、姜建栄らが紹介した大阪堺の断熱材加工の経営者のものであった(日胸疾会誌、12巻8号、458-464)。

なお、小泉岳夫らが紹介した症例は、昭和53年(1978年)、業務上と認定され、中皮腫症例の最初の労災認定事例となっている。

2 業務上疾病の範囲の見直しと認定基準の策定

(1) 業務上疾病の規定方法(例示列举のうえ包括的救済規定を設ける方式)

労働基準法施行規則第35条による業務上疾病の範囲の規定の仕方は、一定の疾病を具体的に列举するとともに、それ以外の疾病も個別に認定できる包括的救済規定を設ける方式を採用した。

すなわち、人の健康を害するとの医学的知見が得られている有害因子とその有害因子によって引き起こされることが明らかになっている疾病を具体的に定めて迅速・適正な労災補償を容易にするとともに、包括的救済規定を設けることにより、具体的に疾病が列举されていない場合、個々の事例に則して業務起因性があると認められた場合に労災補償を受けることができることとしたものである。

この方式は、ILOの指定する疾病をもれなく包含する職業病の範囲を法令に定めることを要求しているILO業務災害給付条約及び「業務災害の場合における給付に関する勧告(第121号勧告)」を満たすものである。

昭和53年(1978年)に労働基準法施行規則第35条を改正し、石綿による肺がん及び中皮腫を業務上疾病として例示する以前においても、前記のとおり、石綿による肺がんについて相当数の事案を業務上と認めていることから、この方式は、業務との因果関係についての医学的評価が確立していない疾病についても、その実態に即した救済を図るという機能を果たしていた。

(2) 労働基準法施行規則第35条の見直し

ア 職業がんに係る労災請求の増加

我が国における業務上疾病の発生状況は、戦後、年2万件前後で推移していたが、昭和42年(1967年)頃から急速に増加し、昭和47年(1972年)には3万件を超えるに至った。我が国が高度成長期を迎え、産業現場では新規化学物質の導入

等の新しい要因に基づく疾病が発生するなどの変化が現れ、化学物質による健康障害も毎年1,000件を超える状態が続いた。

このような中、昭和40年代(1965年～1974年)後半になって石綿肺がんをはじめ、塩化ビニルによる肝血管肉腫、クロムによる肺がん、じん肺肺がん等の職業がんに係る労災請求事案が本省にりん伺され、本省において個別に業務上外の判断を行った。

また、この時期には、昭和47年(1972年)6月の安衛法の制定を契機に、労働基準法に基づいて制定していた有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特化則、電離放射線障害防止規則等による労働者の健康障害防止のための規制の内容を充実・強化するとともに、再整理、体系化した。

イ 労働基準法施行規則第35条の見直しとその背景

このような職業がんに係る労災請求の増加や健康障害防止のための規制の整備と時期を同じくして、労働基準法施行規則第35条の業務上疾病の範囲の見直しの作業に着手した。

この時期、見直し作業に着手した背景としては、様々な職業がんに係る労災請求について、本省において個別に業務上外の判断を行う際に多大な時間を要するが多かったことから、急増する請求に迅速・適正に対応するため、業務上疾病の範囲の見直しを行い、医学的評価の確立した疾病を具体的に明示するとともに、これに対応する認定基準を策定し、全国斉一的な事務処理を確立することが必要であると考えたことによる。また、当時社会的に問題となった塩化ビニルによる肝血管肉腫・悪性腫瘍、クロムによる鼻中隔穿孔及び肺がん等の疾病の発生を契機として、国会、労働団体等からも労働基準法施行規則第35条を見直し、職業性疾病の範囲について検討を加えるべきとの指摘が行われたことも背景となった。

ウ 労働基準法施行規則第35条の改正

昭和51年(1976年)4月、「業務上疾病の範囲等に関する検討委員会」を設置し、同年5月から約1年6か月にわたる検討を行うとともに、各専門分野における多数の医学専門家の意見も聴取し、この検討結果に基づいて、労働基準法施行規則第35条の改正案を作成し、中央労働基準審議会及び労働者災害補償保険審議会の審議、公聴会における意見聴取等の手続を経て、労働基準法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第11号)により、業務上疾病の範囲を定める別表第1の2を定め、昭和53年(1978年)4月1日から施行した。

改正の要点の1つである職業がんについては、昭和49年(1974年)に設置された「有害物等に関する検討専門家会議」の検討結果をベースに、国内外における症例報告、動物実験結果、疫学調査等の各種の論文を収集し、これに基づいて検討を行い、業務との因果関係が確立していると評価された疾病を具体的に例示した。石綿による職業がんについては、別表第1の2の第7号の7で「石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫」として例示した。

エ 審議会の意見

なお、労働基準法施行規則別表第1の2の制定の過程において、昭和53年(1978年)3月、中央労働基準審議会及び労働者災害補償保険審議会において、改正

規則の運用に当たり配慮すべき事項として指摘された主な意見は次のとおりであった。行政においては、その後、これらの意見を踏まえた対応を行った。

- ① 新しい疾病の発生等に対処し得るよう医学専門家による委員会を設置し、今後定期的な検討を行うこと。
- ② 改正を契機に認定基準が厳しくなることのないよう留意すること。
- ③ 必要な認定基準等の作成・整備を図り、また、必要な解説を行い、周知に努めること。
- ④ 改正省令の施行に合わせ、認定の促進等に努め、認定に係る労働者の負担の軽減に配慮すること。

(3) 認定基準の策定

ア 石綿による健康障害に関する専門家会議における検討

「業務上疾病の範囲等に関する検討委員会」の検討と並行して、石綿による肺がん、中皮腫の業務上外の判断の基準を検討するため、昭和51年(1976年)9月、「石綿による健康障害に関する専門家会議」を設置し、昭和53年(1978年)9月、同会議より「石綿による健康障害に関する専門家会議検討結果報告書」が提出された。

報告書においては、産業現場における石綿ばく露実態、石綿の化学組成及び物性、動物実験結果、臨床、病理、疫学、肺がん・中皮腫の量－反応関係、環境管理、健康管理が網羅的に検討され、概要以下の結論が示された。

- ① 肺がんについては、最近の疫学調査の結果から、石綿ばく露量が大となるにつれて肺がん発生のリスクが大きくなる傾向が見られ、症例としては石綿ばく露期間がおおむね10年を超える労働者に発生したことが多い。
- ② 中皮腫については、個々の中皮腫患者に石綿ばく露の程度が大であった例が多いことのほか、現在では動物実験によって石綿による中皮腫の発生が確認されており、疫学調査と併せて、石綿ばく露と胸膜及び腹膜の中皮腫の発生とが関連づけられている。石綿ばく露との関係については、中皮腫の症例報告からみた石綿ばく露期間は10年以上の場合が比較的多いが、5年未満といった短い例もある。

イ 認定基準の策定

上記報告書を踏まえて認定基準の策定を行い、「石綿ばく露作業従事労働者に発生した疾病の業務上外の認定について」(昭和53年10月23日付け基発第584号)を発出した。

認定基準の主な内容は、次のとおりであった。

- ① 石綿ばく露作業として、次の作業を示したこと。
 - ・ 石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関する作業
 - ・ 石綿製品の製造工程において石綿粉じんのばく露を受ける作業(5つの作業を例示)
 - ・ 石綿若しくは石綿製品の取り扱い又は石綿製品を被覆材若しくは建材とし

て用いた建造物の補修、解体等の作業工程において石綿粉じんばく露を受ける作業（4つの作業を例示）

- ② 対象疾病として、肺がん、胸膜及び腹膜の中皮腫を明らかにしたこと。
- ③ 石綿ばく露作業従事労働者に発生した疾病の業務上外の認定要件の一つとして、石綿ばく露作業従事期間を、肺がんについては10年以上、中皮腫については5年以上としたこと。
- ④ 石綿による肺がん又は中皮腫と診断される根拠として、次の医学的所見が認められること。
 - ・ 肺がんについては、胸部エックス線写真による胸膜の肥厚斑影又はその石灰像、かくたん中の石綿小体等の臨床所見、又は生検、剖検等に基づく肺のびまん性線維増殖、胸膜の硝子性肥厚又は石灰沈着、肺組織内の石綿繊維又は石綿小体等の病理学所見
 - ・ 中皮腫については、じん肺法に定めるエックス線写真の像の第1型以上である石綿肺の所見、又は剖検等に基づく肺のびまん性線維増殖、胸膜の硝子性肥厚又は石灰沈着、肺組織内の石綿繊維又は石綿小体等の病理学所見

なお、石綿ばく露作業従事期間が上記③の期間に満たない場合であっても一定の医学的所見が認められる場合には、本省りん伺により個別に業務上外の判断を行うこととした。

3 業務上疾病の範囲に係る定期的検討、調査研究の状況

(1) 業務上疾病の範囲に係る定期的検討

昭和53年(1978年)、「労働基準法施行規則第35条専門検討会」を設置し、以後定期的に業務上疾病の範囲に関する検討を行った。

検討会においては、前年1年間の業務上疾病の認定状況、別表第1の2各号において具体的に列挙した疾病以外の認定事例、化学物質による中毒及び職業がんの認定状況(石綿による肺がん及び中皮腫の労災認定状況を含む。)、包括的救済規定により個別に業務上疾病として認定した事例について報告され、これらの報告を踏まえて新たに追加すべき疾病の有無について検討された。

(2) 石綿による健康障害等に係る医学的知見の収集

ア 委託研究

業務上疾病に係る国内外の研究動向等を行政としての的確に把握するため、専門家に対し研究を委託した。石綿に関連する委託研究の実施状況は次のとおりである。

- ① 「石綿及び石綿代替品の生体影響に関する研究」
(平成6年(1994年)3月 主任研究者 森永謙二)
- ② 「アスベストに関する最近の国際情勢」

(平成9年(1997年)2月 研究者 土屋健三郎)

③ 「アスベストによる肺障害」

(平成11年(1999年)3月 主任研究者 井内康輝)

④ 「職業性石綿ばく露の状況と疾病の発生状況について」

(平成13年(2001年)3月 主任研究者 吉積宏治)

⑤ 「欧州における職業がんの動向と労災補償について」

(平成16年(2004年)3月 研究者 森永謙二)

イ 文献収集評価

平成6年度(1994年度)から、財団法人労災保険情報センターへ文献収集評価事業を委託し、平成10年度(1998年度)及び平成14年度(2002年度)の2回、石綿による健康障害に関する文献を収集した。収集された文献は、医学専門家による文献検討委員会において評価検討され、その結果必要とされた文献について概要(アブストラクト)が作成され、原文及び日本語訳とともにデータベース化された。

〔	平成10年度(1998年度):検索期間	国内	~1997年
		国外	~1998年
		評価完了文献	262件
	平成14年度(2002年度):検索期間	国内	1998年~2001年
		国外	1998年~2002年
		評価完了文献	108件
〕			

ウ これらの調査研究等は、平成14年(2002年)の認定基準改正のための検討会において検討の基礎資料とされた。

4 認定基準の改正

(1) 検討会における検討

石綿による疾病の労災認定については、認定基準に基づきその処理を行ってきたが、平成13年(2001年)にこれまで労災請求・認定事例がなく、認定基準に認定要件を定めていなかった心膜原発性の中皮腫(以下「心膜中皮腫」という。)の労災補償請求がなされ、複数の専門家の意見によって、業務上と判断した。

これを契機に、①労災認定件数が増加傾向にあった中皮腫の労災請求事案に迅速・適正な認定を行うため、心膜中皮腫を含めた中皮腫に係る認定要件の見直しが必要と考えたこと、②石綿肺、肺がん、中皮腫以外の石綿関連疾患については認定基準に認定要件が示されていないなかったため、その具体的取扱い等を明確にする必要があったこと等から、平成14年(2002年)10月、「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会」を設置し、認定基準の見直しに着手した。

同検討会は計7回開催され、過去3年間の労災認定事例の分析及び最新の医学文献等の検討が行われ、平成15年(2003年)8月、検討結果が報告書としてまとめられた。報告書は、関係省庁及び省内関係部局に配布するとともに、厚生労働省ホームページで公表した。

報告書においては、以下の提言がなされた。

- ① 石綿ばく露との関連が明らかにされている疾病として掲げられている「胸膜又は腹膜の中皮腫」に、「心膜、精巣鞘膜の中皮腫」を追加すること。
- ② 石綿ばく露との関連が明らかにされている疾病として、「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」を追加すること。ただし、業務上外の判断は、個々に行うこと。
- ③ 石綿ばく露指標として重要な「胸膜プラーク」を、認定要件として独立させること。
- ④ 肺組織内の石綿小体(石綿繊維)も重要な石綿ばく露指標であることの周知徹底を図ること。
- ⑤ 中皮腫について、認定要件の一つである石綿ばく露作業への従事期間を「5年以上」から「1年以上」にすること。
- ⑥ 石綿ばく露作業の例示を見直し、整理を行うこと。見直しに当たっては、石綿製品等を取り扱うことによる直接ばく露の作業のみならず、間接ばく露の可能性のある作業についても留意しなければならないことを周知すべきであること。
- ⑦ 肺がんについては、石綿ばく露作業への従事期間を除き、中皮腫の認定要件見直しに合わせて、認定要件を整理すること。
- ⑧ 石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要であること。

(2) 認定基準の改正

上記提言に基づき認定基準の改正を行い、「石綿による疾病の認定基準について」(平成15年9月19日付け基発第0919001号)を発出した。

主な改正点は次の通りである。

- ① 石綿との関連が明らかな疾病として、認定基準には「胸膜又は腹膜の中皮腫」を示していたが、これに「心膜、精巣鞘膜の中皮腫」を追加したこと。
- ② 石綿との関連が明らかな疾病として、「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」を新たに例示したこと。
- ③ 石綿ばく露作業については、過去の労災認定事例等を踏まえて、次のものを追加したこと。また、石綿ばく露作業の例示に当たっては、「石綿原料に関連した作業」、「石綿製品の製造工程における作業」及び「石綿製品等を取り扱う作業」等に分類・整理したこと。
 - ・ 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
 - ・ 石綿製品が用いられている車両の補修又は解体作業
 - ・ 石綿又は石綿製品を直接取り扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受けられる可能性のある作業
- ④ 中皮腫に係る認定要件のうち、石綿ばく露作業への従事期間を「5年以上」から「1年以上」に短縮したこと(なお、この従事期間の要件については、従来から従事期間が5年に満たない場合であっても一定の医学的所見が認められる場合には、本省協議により業務上外の判断を行っており、この方式は改正認定基準においても踏襲した。)
- ⑤ 肺がん及び中皮腫の医学的所見に係る要件のうち、石綿ばく露指標として重要な

「胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)」及び「石綿小体又は石綿繊維」をそれぞれ独立させる等の見直しをしたこと。

5 認定基準等の周知

(1) 認定基準等の周知

「石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫」が業務上疾病に該当すること及び認定基準(昭和53年(1978年)策定)については、石綿関連業界団体ほか、関係労使団体はもとより、患者の診断・治療に当たる医療機関に周知するため、日本医師会等を通じて周知した。さらに、一般に周知するため、各種雑誌への寄稿、解説本の作成等を行った。

また、平成15年(2003年)に認定基準を改正した際には、周知用パンフレットを作成し、労使団体や日本医師会等の関係団体を通じて配布したほか、産業保健推進センター等の相談窓口での周知や地方公共団体の広報誌への掲載等を実施した。

さらに、労災補償請求について適切に助言できるよう、石綿ばく露歴が医療機関において容易に確認できるチェックリストを作成し、日本医師会等を通じて医療機関に周知した。

(2) 石綿による業務上疾病についての患者及び医療機関における認知について

平成15年(2003年)の「人口動態調査」によれば、平成15年(2003年)に中皮腫により死亡したのは878人である。一方、平成15年度(2003年度)における中皮腫の労災認定者数は83人であり、この間の乖離が大きいとの指摘がなされている。

中皮腫は石綿ばく露と特異的な関係があると指摘されており、欧米の報告の中には中皮腫の約80%が石綿ばく露と関連があるとされているものがあるが、日本では調査に基づく知見が確立しているとはいえない状況にある(岸本卓巳岡山労災病院副院長は、平成17年8月3日、参議院厚生労働委員会において参考人として、「悪性中皮腫は7割から8割方が石綿によって起こってくると成書にも書かれている。石綿ばく露によらない中皮腫はSV40ウィルス、遺伝、放射線、トロラスト等化学物質である。」と発言した。)

しかしながら、中皮腫による死亡者数からみて労災認定者数が少ないという状況が見られることについては、今後その詳細な実態の把握を行う必要があるが、

- ① 行政に寄せられた最近の相談事例に見られる状況(主治医から中皮腫という診断名は告知されたが、その原因として、石綿ばく露の可能性を示唆されず、労災請求の機会を失った等の相談例がみられること。)
- ② 中皮腫の労災請求において不認定事例は少ないこと(平成14年度(2002年度)及び平成15年度(2003年度)における中皮腫に係る全処理件数141件中138件を業務上、3件を業務外と認定しており、請求が行われた上で不認定としている事例は少ないこと。)

などの行政として把握している事実から見ても、患者、医師双方において、作業環境における石綿ばく露と発症との関連性についての認識がないまま労災請求に及んでいない事例も相当数存在しているものと考えらる。

6 国際機関の動向

ILOは、昭和39年(1964年)第48回総会において、ILO業務災害給付条約を採択した(我が国は、昭和49年(1974年)、この条約を批准)。

同条約では、職業病リスト(付表I)において、石綿に関するものとしては、「1.組織硬化性の鉱物性粉じんによるじん肺(けい肺、炭けい肺、石綿肺)及びけい肺結核(けい肺が労働不能又は死亡の主たる原因である場合に限る。)」と規定されており、石綿による健康障害としての肺がん、中皮腫は、対象とはされていなかった。

昭和47年(1972年)、ILOは専門家会議の報告の中で、石綿等のヒトへの発がん性の評価替えをし、石綿繊維の吸入は、線維症及び種々の異常に加えて、肺がん及び種々の漿膜の中皮腫の原因となることを認め、翌昭和49年(1974年)、第59回ILO総会においてILO職業がん条約を採択した。

ILOは、昭和55年(1980年)、第66回総会において、ILO業務災害給付条約の付表I(職業病リスト)を改正し、石綿に関しては「石綿による肺がん又は中皮腫」と初めて明示した。我が国は、翌昭和56年(1981年)、この付表Iの改正の受諾をILO事務局長に通告した。

第7 建築物内に使用されている石綿に係る対応について

1 建築物内に使用されている石綿に係る対応

(1) 概略

昭和62年(1987年)初めより、学校等において吸音・遮断用等に使用されている吹付け石綿が社会問題となっていたことを受け、環境庁大気保全局大気規制課長及び厚生省生活衛生局企画課長の連名で「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について」(昭和63年2月1日付け環大規第26号・衛企第9号)を、都道府県衛生・環境主管部(局)長等あて発出した。

(2) 関係省庁との連携

本通知では、「アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であると言われており、劣化・損傷した吹付け材が存在する場合、除去等の適切な処置を検討する必要があること」等について、関係部局と連携の上で実情に応じた対策の推進に努めるよう、自治体に対して周知している。本通知は、当時、環境庁及び厚生省がそれぞれの対応において連携し、環境庁大気保全局大気規制課長及び厚生省生活衛生局企画課長の連名で発出したものである。

(3) 当時の国際的な情勢、研究や学説の動向

① WHOによる、昭和61年(1986年)の「環境保健クライテリア(EHC):アスベスト及びその他の天然鉱物繊維」では、

- ・ 一般居住環境においては、アスベストに起因する悪性中皮腫及び肺がんの危険性の確実な数量化はできないが、恐らく検出できないほど低いこと
 - ・ 一般居住環境においては、石綿肺の危険性は実質的にはゼロであること
- 等が報告されている。

② 昭和62年(1987年)初めより、学校等において吸音・断熱用等に使用されている吹付け石綿が社会問題となっていたことを受け、厚生省では、昭和62年(1987年)8月より「建築物内における健康に影響を及ぼす粉じんの実態及びその抑制に関する研究」を実施した。

同研究の中間報告※(昭和63年(1988年)1月20日)では、「アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であると言われており、劣化・損傷した吹付け材が存在する場合、除去等の適切な処置を検討する必要があること」等が報告され、この中間報告を踏まえ、環境庁とも連携し、本通知を発出した。

※ 同年3月の最終報告も内容は実質的に同一。

2 厚生労働省所管施設で使用されている石綿に係る対応

(1) 厚生労働省所管施設に関する石綿対策

昭和62年(1987年)に学校等において吸音・断熱用等に使用されている吹付け石綿の存在に大きな関心もたれ、本通知を発出した中、医療施設、社会福祉施設、公共職業能力開発施設等における石綿の使用状況に関しても、以下のような対応を講じてきた。

(2) 病院等医療施設に関する石綿対策

病院をはじめとした医療施設における石綿の使用状況に関しては、

- ① 厚生省自らが設置し、開設者として責任を有する国立病院・療養所について実態調査を行い、石綿対策として改善措置を講ずるとともに、
- ② 民間病院を含めた他の開設者が設置した病院については医療関係団体へ周知の通知を発出した。

(3) 社会福祉施設等に関する石綿対策

社会福祉施設等における石綿の使用状況に関しては、

- ① 各地方自治体及び社会福祉法人等が設置する社会福祉施設等について実態調査を行い、
- ② 除去等の工事を行う必要がある施設については、社会福祉施設整備費の大規模修繕事業として国庫補助の対象とし、適切な対策工事及び維持管理が行われるよう文書で指導を行うとともに、
- ③ 地方自治体の施設担当者を対象にした全国会議を通じて、その旨の周知徹底を図った。なお、上記①の調査により対応が必要とされた施設について必要な措置がなされたことが概ね確認されている。

(4) 公共職業能力開発施設に関する石綿対策

公共職業能力開発施設における石綿の使用状況に関しては、

- ① 各地方自治体及び雇用促進事業団が設置する公共職業能力開発施設について実態調査を行い、
- ② この調査により対応が必要とされた施設について必要な措置がなされたことが概ね確認されている。